

徳島市防災協力事業所登録制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、東南海・南海地震などの広域的な災害や大規模災害の発生時において、個別の事業所の持つ能力を地域の重要な防災力と考え、徳島市防災協力事業所登録制度を構築し、登録した事業所の防災協力活動により、被害の軽減を図るなど、地域防災力を強化することを目的とする。

（登録方法）

第2条 登録を希望する事業所（団体を含む。以下同じ）は、防災協力の項目を定めて徳島市防災協力事業所登録届出書（別記様式1）により届け出るものとし、事業所名、住所、所在地等の登録内容に変更が生じた場合については、徳島市防災協力事業所変更届出書（別記様式1）により届け出するものとする。届出書の提出部数は2部とし、受理後、1部を事業所に返却するものとする。

（防災協力項目）

第3条 防災協力の項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 人的協力
- (2) 物的協力
- (3) 避難所等の提供
- (4) 負傷者等の搬送
- (5) 資機材の提供
- (6) その他防災上必要な協力

（協力期間）

第4条 協力期間は、災害発生後の一時的な防災協力活動として、事業所本来の業務に支障とならない期間とする。

（経費等）

第5条 防災協力活動により発生する経費等は、この制度が事業所の自発的なボランティア精神に基づくものであることから、事業所の負担とする。

（防災協力事業所の公表等）

第6条 登録した事業所については、希望により、徳島市ホームページ等で「徳島市防災協力事業所」として公表するものとする。

(登録期間)

第7条 登録期間は、届け出の日から1年間とする。なお、事業所から登録抹消の申し出がない場合については、さらに1年間の期間を延長するものとし、以後についても同様とする。

(登録の拒否)

第8条 次の各号のいずれかに該当する事業所からの登録は、拒否するものとする。

- (1) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団
- (2) 徳島市の市税を滞納している事業所
- (3) 前各号に掲げるもののほか、登録の届け出を受理することが適当でないと市長が判断する事業所

(登録の抹消)

第9条 事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 事業所が廃業した場合
- (2) 事業所が徳島市以外に移転した場合
- (3) 事業所を第三者に譲渡又は売買し、引き続き防災協力の意志が確認できない場合
- (4) 事業所が犯罪行為を行ったと認められる場合
- (5) 事業所が防災協力事業所登録抹消申出書(別記様式2)の提出により、登録の抹消を申し出た場合
- (6) その他、事業所を登録しておくことが適当でないと市長が判断した場合

(庶務)

第10条 登録に関する庶務は、総務部危機管理課において処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年1月15日から施行する。